

## 裁量労働制の対象拡大に断固反対する総会決議

厚労省は、2021年6月25日に公表された裁量労働制に関する実態調査を踏まえ、裁量労働制の制度改革案について検討する必要があるとして、同年7月26日、「これからの労働時間制度に関する検討会」を設置し、労使からのヒアリングを始めとして検討を開始している。

裁量労働制は、企画業務型の裁量労働制の対象業務の拡大が2018年の働き方改革関連法案の中で法案化されていた。ところが、安倍首相の「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」という国会答弁の発言の元となったデータに誤りがあることが分かり、同法案から裁量労働制の対象拡大は削除され、国会への提出は断念されたという経緯がある。かかる杜撰な調査のいわばやり直しとして行われた今回の裁量労働制の実態調査では、専門型も企画型も裁量労働制の適用労働者の方が非適用事業場の非適用労働者よりも労働時間が長いという調査結果が出ており、安倍首相の答弁が誤りであったことが裏付けられた。また、同実態調査では、裁量労働制の適用労働者調査において、自己のみなし労働時間が分からないと答えた人が約4割もいることや、業務の遂行方法や時間配分、出退勤時間について、労働者自身ではなく管理監督者が決定しているという回答も少なからず見受けられ、裁量労働制についての理解が十分ではなく違法に運用されている実態があることが明らかにされた。また、現在の裁量労働制に対する意見についても、非適用事業場調査において制度を見直すべきとする回答は専門型・企画型いずれも1割程度に過ぎず、裁量労働制の対象業務を拡大する立法事実がないことも明らかにされた。

そもそも裁量労働制は、実際の労働時間の長短にかかわらず、一定の労働時間を働いたものと「みなす」制度である。そのため、労働時間管理がおろそかになって長時間労働が放置されたり、実際には労働者が裁量的な働き方をしていないにもかかわらず制度が適用されることにより、割増賃金の節約の便法として悪用される危険性が制度導入当初から指摘されていた。そして、現に裁量労働制対象労働者の長時間労働は社会問題となっており、脳心疾患・精神障害の労働災害が令和2年度も6件が認定され、うち3人が死亡(自殺未遂含む)していることである。更に、裁量労働制の要件を備えていないにもかかわらず、裁量労働制を適用している濫用事例も少なくない。

かかる実態からすれば、今行うべきことは裁量労働制の対象業務を拡大することではなく、まずは裁量労働制が違法・濫用的に利用されている実態を是正する、また、裁量労働制の対象業務を縮小し、対象労働者の健康や労働時間削減のための立法措置を講じることにあることは明らかである。長時間労働の抑制が求められている日本において、裁量労働制の対象業務の拡大は長時間労働を促進するもので時代に逆行するものである。

日本労働弁護団は、すべての労働者、労働組合と連帯して、裁量労働制の対象拡大を断固として阻止することを誓い、ここに宣言する。